

第2次

# 太田市男女共同参画基本計画



太 田 市



## はじめに



男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題とされ、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」では、少子高齢化や非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大などの社会問題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現は不可欠であるとしております。

これらの問題解決に向けて、太田市においても、平成20年3月に策定した「太田市男女共同参画基本計画」のもと様々な施策・事業を推進してまいりました。しかし、平成24年6月に実施した市民意識調査から、固定的な性別役割分担意識や、女性の就労に対する考え方など、依然として解決しなければならない課題が明らかとなりました。

このたびの「第2次太田市男女共同参画基本計画」は、こうした現状を踏まえるとともに、積み残された課題を分析し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定いたしました。特に、前計画よりも事業を厳選し、計画の成果を測る成果指標を5つの基本目標ごとに複数設定するなど、男女共同参画上の確実な成果に向けて、より実効性の高い内容となっております。

性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち・太田市を目指して、市民の皆さまや関係事業者の皆さまと協働して着実な取り組みを進めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さま、ご尽力を賜りました太田市男女共同参画推進協議会委員の皆さまをはじめ、関係各位の方々に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

太田市長

清水聖義

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格と位置付け	4
3 計画の期間	4
4 計画策定の背景	5
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画の目的	7
2 計画の重点課題	7
3 計画の基本目標	7
4 計画の進行管理	7
第3章 施策の展開	
1 計画の体系図	8
2 指標項目と目標値	9
3 基本目標と基本課題	11
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識の広がり	11
基本課題1 男女共同参画の意識づくり	12
基本課題2 男女平等教育の推進	13
基本目標Ⅱ 仕事と家庭生活の調和	14
基本課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進	15
基本課題4 就労の平等	16
基本目標Ⅲ 責任ある立場への男女共同参画	17
基本課題5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	18
基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重	19
基本課題6 女性に対する暴力の防止	20
基本目標Ⅴ 実効性のある男女共同参画行政	21
基本課題7 男女共同参画推進体制の充実	22
資料集	23
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	24
男女共同参画社会基本法（抜粋）	31
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	35
群馬県男女共同参画推進条例	40
太田市男女共同参画推進協議会設置要綱	44
太田市男女共同参画推進協議会委員名簿	46
国際婦人年以降の世界・国の動き（年表）	47
用語解説	49

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会です。本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、合併前の旧太田市で1999（平成11）年3月に「太田市女性プラン」を策定し、男女共同参画の総合的な推進を図ってきました。旧尾島町・新田町・藪塚本町においては、基本計画の策定によらず、男女共同参画推進のための事業を実施してきました。これらの取組を踏まえ、2008（平成20）年度から5カ年を計画期間とする「太田市男女共同参画基本計画」を策定し、実施してきました。

しかしながら2012（平成24）年6月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「性別によって役割を固定的にとらえる考え方」に肯定的な人がなお3割余りを占め、「男女の地位の平等感」には大きな男女差がある、ほとんどの家事項目を妻が中心となって担っている等、前回調査（平成19年）と、市民の男女共同参画に関する意識や生活実態には大きな変化が見られない結果となりました。

また、少子高齢化、産業・経済、地域社会、家族、価値観など私たちを取り巻く社会情勢は絶え間なく変化しています。

このような、本市における男女共同参画社会の実現状況や社会の変化に応じて、男女共同参画社会形成のための施策は、常に改訂していく必要があることから、引き続き取り組むべき課題や、新たな課題に対応するために「太田市男女共同参画基本計画」を踏襲し「第2次太田市男女共同参画基本計画」を策定します。

## 2 計画の性格と位置付け

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、太田市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は国の「男女共同参画基本計画（第 3 次）」及び「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」を勘案して策定するものです。
- 本計画は「太田市まちづくり基本条例」に基づくとともに「太田市総合計画」や他の部門との整合性を図った計画です。
- 本計画は「男女共同参画に関する市民意識調査」「男女共同参画に関する事業所意識調査」の結果や市民の意見を尊重して策定するものです。

## 3 計画の期間

- 本計画の期間は 2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度までの 5 年間とします。

## 4 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

国際連合は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択し、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年を「国連婦人の十年」とし、世界各国で女性の地位向上のための施策を、重点的に取り組むこととしました。1979（昭和54）年には政治・経済・社会・文化等あらゆる分野における女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、各国の取り組みはなお一層推進されることとなりました。

1981（昭和56）年にはILO総会において「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択され、男女がともに家族的責任を担えるよう、就労環境を整備すべきことを定めています。また、1993（平成5）年には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

1995（平成7）年、北京で開催された「第4回世界女性会議」では、女性の権利は人権であるとうたった「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、2000（平成12）年まで、各国が優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など12分野における戦力目標を示しています。

2000（平成12）年ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、2005（平成17）年には国連本部において会議が開催され21世紀に向けての行動指針である「北京宣言」及び「行動綱領」の再確認と各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」が採択されています。

### (2) 国及び群馬県の動き

国は、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、1975（昭和50）年総理府に婦人問題企画推進本部を設置するとともに、1977（昭和52）年には今後10年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定し、国際的な潮流に呼応した取り組みを推進することとなりました。

また「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」「戸籍法」の改正など男女平等に関する法律や制度面の整備により1985（昭和60）年には「女子差別撤廃条約」を批准するに至りました。

1987（昭和62）年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、1991（平成3）年には固定的な性別役割分担意識の解消と女性のあらゆる分野における参画を図るため、第一次改定が行われました。

1996（平成8）年12月には男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

1999（平成11）年6月「男女共同参画社会基本法」が制定されるとともに、翌2000（平成12）年12月には、同法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、一層の充実が図られました。

国内の推進体制としては、「男女共同参画会議」が設置され、2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定、2002（平成14）年の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正や、2004（平成16）年

の「DV防止法」の改正等により整備が図られてきました。2005（平成17）年12月には、新たに「男女共同参画基本計画（第2次）」を2010（平成22）年「男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて一層取り組むことになりました。

群馬県では、1980（昭和55）年に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として、「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

その後21世紀を展望しつつ、西暦2000年までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」を1993（平成5）年に策定し、さまざまな施策に取り組みました。

2001（平成13）年3月に男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、2004（平成16）年3月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しています。

さらに群馬県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画として、2006（平成18）年3月に2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までを計画期間とする「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を2011（平成23）年「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、総合的・計画的に施策の推進が図られています。

### （3）太田市の動き

合併前の旧太田市では、1999（平成11）年3月「太田市女性プラン」に基づき、男女平等啓発講演会、政策・方針決定の場への女性の参画を目的として審議会等への女性委員の登用を図るための女性人材登録事業、女性のエンパワーメント講座開催、各課における施策・事業の展開等を行ってきました。

合併後の2005（平成17）年12月に、参画と協働のまちづくりを進めるために制定された「太田市まちづくり基本条例」は「条例の最高規範性」のもと、まちづくりの基本原則の1つとして、「市及び市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくり」への取り組みを定めています。

2008（平成20）年に「太田市男女共同参画基本計画」を策定し、基本目標の達成に向け様々な事業を行ってきました。しかし、計画の成果を測るために設定した12の成果指標のうち、計画期間中に目標値を達成したのは「農業委員の女性比率」のみでした。また、2012（平成24）年6月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、男女平等を阻んでいる要因として、「家庭での家事・子育て・介護は女性の役割であるという考え方や慣習」が51.0%（前回2007（平成19）年調査59.6%）、「政治や重要な仕事は男性が担うという考え方や慣習」が53.9%（前回2007（平成19）年49.6%）、「意思決定の場への女性の参加が進んでいないこと」が31.1%（前回2007（平成19）年32.6%）などが挙げられており、あらゆる領域で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現には、未だ多くの課題が残されていると言わざるを得ません。

これらのことより、「第2次太田市男女共同参画基本計画」を策定し施策の一層の推進を図るものです。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

太田市男女共同参画基本計画は、男女が性別にかかわらず個性と能力を生かし、対等なパートナーとしてともに責任を負いつつ、社会のさまざまな分野に参画することにより、多様な生き方が認められる、心豊かで活力ある社会を築くために、太田市における施策を計画的に進めるものです。

### 2 計画の重点課題

- 男女共同参画社会形成への理解の広がり
- 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- 社会の責任ある立場へ男女共同参画
- 固定的な役割分業の考え方や習慣の流動化・解消
- 女性に対する暴力の防止と、被害者の救済・問題解決

### 3 計画の基本目標

この計画では男女共同参画社会を実現するために次の5つの基本目標のもとに、施策を推進していきます。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識の広がり
- 基本目標Ⅱ 仕事と家庭生活の調和
- 基本目標Ⅲ 責任ある立場への男女共同参画
- 基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
- 基本目標Ⅴ 実効性のある男女共同参画行政

### 4 計画の進行管理

1. 毎年1回、掲載事業の実施状況を把握します。
2. 毎年1回、「男女共同参画に関する市民意識調査」によるものは計画期間中1回、成果指標の値を把握し目標達成度（目標達成効果率）を確認します。
3. 実施状況や目標達成度の結果を毎年1回、男女共同参画推進協議会に報告し同協議会で検討・協議します。

進行管理の過程では成果指標の現状値や目標達成効果率のみではなく、その変化・不変化の要因に注目していきます。

### 第3章 施策の展開

#### 1 計画の体系図

基本目標	基本課題	基本的施策
Ⅰ 男女共同参画の意識の広がり	1 男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画に関する広報・啓発の推進
		②男女共同参画推進に関する学習機会の提供
		③男女共同参画を推進する団体への活動支援
		④市職員への男女共同参画研修の充実
	2 男女平等教育の推進	①学校における男女平等教育の推進
	Ⅱ 仕事と家庭生活の調和	3 ワーク・ライフ・バランスの推進
②市職員のワーク・ライフ・バランスの推進		
③ワーク・ライフ・バランスの推進のための働きかけ		
	4 就労の平等	①女性の就労支援
		②家庭生活と両立しやすい環境整備の推進
Ⅲ 責任ある立場への男女共同参画	5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市政における女性の能力発揮の推進
		②地域活動における男女共同参画の推進
Ⅳ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重	6 女性に対する暴力の防止	①女性に対する暴力の相談・支援体制の充実
		②女性に対する暴力防止のための啓発活動
Ⅴ 実効性のある男女共同参画行政	7 男女共同参画推進体制の充実	①計画の成果を上げる進行管理の実施
		②庁内推進体制の強化

## 2 指標項目と目標値

計画が着実にあがるよう、以下の通り、計画の成果を把握するための指標と、計画終了時点の目標値を設定します。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識の広がり

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「男女共同参画社会基本法」の認知度※	30.2%	H24年	50.0%	H29年
「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方に否定的な人の割合※	46.2%	H24年	50.0%	H29年

### 基本目標Ⅱ 仕事と家庭生活の調和

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
家事労働諸項目の分担が夫・妻とも「どちらもほぼ同等」と回答した人の割合※	12.9%	H24年	30.0%	H29年
家族経営協定締結農家数	105戸	H23年度	140戸	H29年度
市役所職員の性別育児休業取得率	男性	1.8%	H23年度	3.0%
	女性	100%	H23年度	100%

### 基本目標Ⅲ 責任ある立場への男女共同参画

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
審議会等委員の女性の割合	21.7%	H23年度	33.0%	H29年度
市役所における管理職の女性の割合(課長職以上)	4.9%	H23年度	10.0%	H29年度

### 基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
群馬県女性相談センターの認知度※	34.4%	H24年	40.0%	H29年
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の認知度※	63.0%	H24年	70.0%	H29年
DV被害経験のある人の割合※	9.0%	H24年	着実に減少	H29年
継続して相談を受ける人の割合	14.8%	H23年度	着実に減少	H29年度

### 基本目標Ⅴ 実効性のある男女共同参画行政

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
計画の成果指標の目標達成度			B段階以上が80%以上	H29年度

※を付した項目の基準値は、「平成24年度太田市男女共同参画に関する意識調査」の結果の数値、目標値は、平成29年度に実施予定の同調査において目標とする数値である。

参 考

参 考 項 目	参考値	
	数値	統計年月日
①次世代育成支援対策推進法に基づく太田市内の認定企業数(認定マーク 愛称くるみん)	0 企業	H24.9 月時点
②群馬県育児いきいき参加企業認定制度に基づく太田市内の認定企業数(認定マーク 愛称ささえちゃん)	59 企業	H24.10 月時点
③市役所職員の性別割合	男性	72.9%
	女性	27.1%
③区長の女性割合	1.5%	H24.4.1 現在

### 3 基本目標と基本課題

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識の広がり

「男女共同参画社会基本法」は、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けず、男女の人権が尊重されることを、男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。

男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、また、群馬県男女共同参画推進条例等が施行され、本市においても太田市まちづくり基本条例が施行されるなど、男女の人権が等しく尊重され（男女平等）、ともに参画し責任を担う（男女共同参画）社会を実現していくための体制は整備されてきましたが、実際に、男女が平等に共同参画する社会を作っていくためには、男女共同参画社会の大切さが市民や事業所に広く理解され共有されていくことが必要です。次の基本課題を掲げ、男女共同参画推進の認識の広がりを推進します。

基本課題1 男女共同参画の意識づくり

基本課題2 男女平等教育の推進

## 基本課題1 男女共同参画の意識づくり

社会の変化に伴い、個人のライフスタイルが多様化しつつあり、女性の社会進出が進む中で、性別にとらわれず男女が対等な立場で能力と個性が発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権や男女平等についての意識を深めていく必要があります。男女平等、男女共同参画社会実現の理解・浸透を図るために、市民、市役所をはじめとして学習、団体への支援、情報の提供を充実強化します。

### 基本的施策① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画推進に関する広報啓発活動	広報紙やホームページの活用により、意識啓発のための情報提供を実施します。	市民活動支援課

### 基本的施策② 男女共同参画推進に関する学習機会の提供

事業名	事業内容	担当課
若年層へのデートDV防止セミナーの開催	若年層へデートDV予防啓発教育のためのセミナーを実施します。	市民活動支援課
男性対象講座を含む講演会の開催	男性を対象とした講演会等、男女共同参画啓発のための講演会を実施します。	市民活動支援課
地域における学習機会の提供	男女共同参画を視点にいたした、事業を実施します。	各行政センター

### 基本的施策③ 男女共同参画を推進する団体への活動支援

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画推進団体の育成と活動への支援	各種研修会への参加や1%まちづくり事業を通じて、男女共同参画団体を育成し、活動を支援します。	市民活動支援課 地域総務課

### 基本的施策④ 市職員への男女共同参画研修の充実

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画職員セミナーの開催	新規採用職員、一般職員を対象に男女共同参画の意識啓発研修を実施します。	市民活動支援課

## 基本課題2 男女平等教育の推進

一人ひとりの人間を尊重する人権意識は、幼少期から培われるものであり、学校教育は家庭、地域と同様に、重要な人間形成の時期であることを認識し、子どもそれぞれの個性や能力を伸ばすことが必要です。性別にかかわらず、一人ひとりが個性を有し、能力を伸張し、互いを尊重し、協力し合う力を培っていけるよう、男女平等の教育を推進します。

### 基本的施策① 学校における男女平等教育の推進

事業名	事業内容	担当課
学習指導要領に基づく男女平等教育の推進	発達段階に応じて、人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図ります。	学校教育課
教職員研修の充実	男女平等について、正しい理解と認識を深め、男女平等を積極的に推進するための自覚と実践的指導力の向上を図ります。	学校教育課

## 基本目標Ⅱ 仕事と家庭生活の調和

男女がともに、そのライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択により形成する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方が重要視されています。これまで仕事と子育ての両立支援を中心とした、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備が行われてきましたが、子どもや介護を必要とする高齢者と暮らす勤労者の家庭にあっては、家庭生活との両立が困難な場合が依然として残っています。

男女が共に仕事と家庭を両立していくための施策については、男女共同参画市民意識調査（平成 24 年太田市）の結果を見ると「育児のための休暇・休業を取りやすい職場環境」、「配偶者や家族の家事・育児・介護へ協力」、「保育施設や一時保育、病後保育などの多様な保育サービスの充実」が必要であると考えてる人が多くなっています。

女性の就業継続や男性の家事・育児への参画を推進するためにも、意識啓発や男性が家事に参画できる時間のゆとりづくり、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりが必要です。それぞれの家庭の価値観やライフスタイルを尊重しながらも男性の家事・育児介護等への参画が進むよう、意識啓発や学習機会の充実を図っていきます。

基本課題 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本課題 4 就労の平等



### 基本課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」と訳されています。将来にわたって多様性に富んだ活力ある社会を創造していくためには、男女がともに仕事、家庭生活、地域社会など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる仕事と生活の調和の推進が極めて重要です。ワーク・ライフ・バランス推進のため、学習機会の提供、推進のための働きかけを行います。

#### 基本的施策① ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会の提供

事業名	事業内容	担当課
「妊娠中のセミナー」での男性の家事や育児への参画推進	パートナーとなる準備や心構えができるよう、「妊娠中のセミナー」において男性へ育児や家事への参画を推進します。	健康づくり課

#### 基本的施策② 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	事業内容	担当課
育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境の整備	育児・介護休暇及び休業の取得に向け、制度の周知と休暇の取りやすい環境づくりを推進します。	人事課

#### 基本的施策③ ワーク・ライフ・バランスの推進のための働きかけ

事業名	事業内容	担当課
農家の家族経営協定の締結促進	家族経営協定についての理解を図り、締結農家の育成・増加に努めます。	農業委員会
企業へのワーク・ライフ・バランスの普及推進	企業に対するワーク・ライフ・バランスの普及を進め、各企業での取り組みが進むよう努めます。	市民活動支援課
「おおた家庭の日」運動の推進	「おおた家庭の日」の周知とともに、家庭における家族の役割について理解を図ります。	生涯学習課

## 基本課題4 就労の平等

一人ひとりの能力が十分に発揮されることは、経済社会が発展する源です。しかしこれまで、固定的な性別分業慣行の影響等により、雇用労働の場で女性は必ずしも男性と同等の能力発揮機会を得てきませんでした。こうした状況を改善し、性別にかかわらず、勤労者がライフスタイルに応じて、多様かつ柔軟な働き方を選択でき、職務や能力に応じた公正な処遇・労働条件が確保されるようにすることは、人権の尊重と経済社会の発展両面で重要な課題です。

男女共同参画社会基本法は、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を男女共同参画社会の形成の基本理念の一つとしており、育児・介護等家庭責任を負う男女の勤労者が、職業生活と家庭責任との両立を図っていけるようにするための制度や環境整備を推進します。

### 基本的施策① 女性の就労支援

事業名	事業内容	担当課
太田市就労支援センター「ヤングアタックおおた」の周知	「ヤングアタックおおた」の周知を進め、女性の就業機会の拡大を目指します。	工業政策課
再就職支援講座の開催	再就職に必要なスキルを身につけるため、各種就業支援講座を開催します。	工業政策課
ひとり親家庭等への自立支援事業の充実	ひとり親家庭等の経済的自立に向けて、資格取得のための給付金支給などの支援を行います。	こども課

### 基本的施策② 家庭生活と両立しやすい環境整備の推進

事業名	事業内容	担当課
保育園の整備充実	入園希望者全員の入所に努め、施設の整備や保育サービスの充実に努めます。	こども課
放課後児童クラブの整備充実	施設利用希望者全員の入所に努め、施設整備や運営の充実に努めます。	児童施設課

### 基本目標Ⅲ 責任ある立場への男女共同参画

男女平等、男女共同参画の国際的な指標である指数（GEM）に示されているように、固定的な性別分業慣行の影響のもと、わが国では、社会の責任ある立場に就き意思決定にかかわる人は著しく男性に偏ってきました。本来性別とは関係がない、社会的活動上の責任、意思決定への参画が、性別の影響を受けているこうした実態は公正ではありません。

特に政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の基礎であり、男女共同参画社会基本法は、「政策等の立案及び決定への共同参画」を男女共同参画の形成の基本理念の一つとしています。

太田市では、行政への女性の参画を拡大していくために、審議会等への女性の登用を促進する取り組みを行ってきましたが、その成果はいまだ不十分であり、一層の推進を図るため次の基本課題を掲げ、責任ある立場への男女共同参画を推進します。

#### 基本課題5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

## 基本課題5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等では、男女の意見を反映できる委員構成が求められることから、審議会等の女性委員比率の向上に努めます。そのために、女性人材の掘り起こしなど積極的な情報収集、関係団体への働きかけに努めます。また、市自ら率先して男女共同参画を推進するため、市政の政策立案・決定を行う課長以上の女性管理職比率の向上を図ります。

### 基本的施策① 市政における女性の能力発揮の推進

事業名	事業内容	担当課
審議会等への女性の登用推進	審議会の女性委員の占める割合が 33%になるよう推進します。	市民活動支援課
管理職等への女性の登用推進	性別にとらわれることなく、職員の能力・実績主義に基づく管理職登用を推進します。	人事課
女性教職員の管理職等への登用推進	多様な視点や能力を学校経営に活かすことを鑑みミドルリーダーの育成に力をいれ登用の推進を図ります。	学校教育課

### 基本的施策② 地域活動における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
防災分野への女性の参画推進	防災会議への女性委員の参画を促し、女性の視点を取り入れた防災計画、防災体制づくりに努めます。	危機管理室
P T A、学校評議員への男女共同参画推進	P T Aの女性会長職及び男性役員の増加と、学校評議員に占める女性の割合の増加に向けて、参画を推進します。	学校教育課

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に立った人権の尊重

暴力は、身体的、心理的、性的その他のかたちの強制を通じて、相手に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信の喪失や無力感をもたらし、相手を従属的な状況に追い込む、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、許されるものではありません。

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」が男女共同参画社会を形成する基本理念の一つとしています。しかしながら、固定的な性別役割分業の慣行等の影響により、経済力や社会の意思決定が男性に偏っていたこれまでの社会では、男性が女性に対して優位に立つ傾向にありました。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、男性から暴力被害を受けている女性の保護救済と、問題解決への支援と根絶の努力は重要な課題です。

相談をはじめ、暴力被害を受けている人の安全確保、問題解決等のための支援事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

### 基本課題6 女性に対する暴力の防止

## 基本課題6 女性に対する暴力の防止

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている社会構造の現状を考えると、特に女性に対する暴力について、早急に対応する必要があります。暴力は、人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会認識と理解を深めるため、啓発事業の充実に努めます。また、被害者が受忍することなく声をあげられるよう、意識啓発と自立を支援するための相談体制の充実や、関係機関との連携を強化し、情報が当事者に届くように、なお一層工夫を図っていきます。

### 基本的施策① 女性に対する暴力の相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
女性相談体制の充実	配偶者等からの暴力や離婚などの相談に応じ、また、相談を受ける職員の資質向上に努めるなど相談体制の充実を図ります。	市民活動支援課
DV被害者に対する支援	一時保護施設への送致や福祉関連の情報提供など被害者が安全に生活するための支援を行います。	市民活動支援課
県や警察等関係機関との連携	県や警察等の関係機関と連携を強化し、被害者の支援体制の充実を図ります。	市民活動支援課
DV被害者支援団体の育成と支援	DV被害者の自助グループ等の育成及び支援について取組みを進めます。	市民活動支援課

### 基本的施策② 女性に対する暴力防止のための啓発活動

事業名	事業内容	担当課
女性に対する暴力防止のための啓発活動	被害防止のための広報啓発などを実施し、女性に対する暴力の根絶を目指します。	市民活動支援課

## 基本目標Ⅴ 実効性のある男女共同参画行政

男女があらゆる分野で対等に参画し、ともに生きる男女共同参画社会の実現を図るには、市民や団体、企業等の理解と協力により計画を効果的に推進していくことが必要です。

「第 2 次太田市男女共同参画基本計画」を着実に推進し、その効果を上げるために、計画の進捗状況把握、効果の評価、その結果に基づく必要な見直し等、綿密な進行管理を行います。また、男女共同参画の実現に向けての施策を円滑に行うための条例制定について検討します。

### 基本課題 7 男女共同参画推進体制の充実

## 基本課題7 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画社会形成に向けた施策を推進するため、庁内外の組織体制を整えるとともに組織の活動を促進します。

### 基本的施策① 計画の成果を上げる進行管理の実施

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画基本計画の進行管理と評価	毎年度進捗状況を把握し、効果の評価を行い、進行管理を行います。	市民活動支援課

### 基本的施策② 庁内推進体制の強化

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った業務遂行	太田市役所全課において、「男女共同参画の視点を踏まえて業務が行われているか」について、実態を継続的に把握します。	市民活動支援課



# 資料集

1. 関係法令 . . . . . 24
2. 太田市男女共同参画推進協議会設置要綱 . . . . 44
3. 太田市男女共同参画推進協議会委員名簿 . . . . 46
4. 国際婦人年以降の世界・国の動き（年表） . . . 47
5. 用語解説 . . . . . 49

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)

採択 1979年12月18日（国際連合総会第34回会期）  
効力発生 1981年9月3日  
日本国 1980年7月17日署名  
1985年6月24日国会承認  
1985年6月25日批准書寄託  
1985年7月1日公布（条約第7号）  
1985年7月25日効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮（ゆうりょ）し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏（きゅうぼう）の状況においては、女子が食料、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平

等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

#### 第1部（一般規定）

第1条（定義）この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条（締約国の義務）締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条（保障措置）締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条（差別とまらない特別措置）1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条（役割に基づく偏見等の撤廃）締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条（売買、売春からの搾取の禁止）締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第2部（政治的、公的活動における差別の撤廃）

第7条（政治的、公的活動における平等）締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条（国際的活動への参加の平等）締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条（国籍に関する権利の平等）1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部（経済的、社会的活動における差別の撤廃）

第10条（教育における差別の撤廃）締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会 (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条（雇用における差別の撤廃）1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を

受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条（保健における差別の撤廃） 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条（その他の差別の撤廃） 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条（農村女子に対する差別の撤廃） 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部（法の前の平等と差別の撤廃）

- 第15条（法律の前の平等） 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

- 第16条（婚姻、家族関係における差別の撤廃） 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部（女子に対する差別の撤廃に関する委員会）

- 第17条（女子差別撤廃委員会の設置） 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指

名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条（締約国の報国義務） 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条（手続規則、役員任期） 1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条（会合） 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条（報告、提案、勧告） 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条（専門機関との関係） 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部（最終規定）

第23条（国内法、他の国際条約との関係） この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条（条約上の権利の完全な実現） 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条（署名、批准、加入、寄託）1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条（改正）1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条（効力発生）1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条（保留）1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条（紛争の解決）1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条（正文）この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上を証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



# 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定

的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民

間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

（平成十三年四月十三日法律第三十一号）  
最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。）の一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。  
（婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。  
（婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

- （配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第六条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。  
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。  
（警察官による被害の防止）
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

- （保護命令）
- 第十条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすること

を禁止すること。

二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

(管轄裁判所)

第十一条 前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの暴力を受けた状況

二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第十八条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

- 2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及



ばす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

# 群馬県男女共同参画推進条例

(平成十六年三月二十四日条例第二十三号)

## 目次

- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 基本的施策（第八条～第十条）
- 第三章 男女共同参画の促進（第十一条～第十六条）
- 第四章 性別による差別的取扱いの禁止等（第十七条～第十九条）
- 第五章 群馬県男女共同参画推進委員会（第二十条～第二十二条）
- 附 則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

### （基本理念）

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

### （県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （県民の責務）

第五条 県民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(年次報告の公表)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第二章 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(学習の機会の提供)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

(施策に対する意見の申出)

第十条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県に意見を申し出ることができるものとする。

2 県は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、群馬県男女共同参画推進委員会に意見を聴くものとする。

## 第三章 男女共同参画の促進

(附属機関等における委員等の構成)

第十一条 県は、附属機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合は、構成員の男女の数について、できる限り均衡を図るよう努めるものとする。

(県民等との協働)

第十二条 県は、男女共同参画を推進するため、市町村、県民及び事業者との協働に努めるとともに、市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域・職場等における環境の整備)

第十三条 県は、男女が、その属する地域、職場その他の分野において、その個性と能力を十分に発揮し、対等な構成員として方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるために必要な環境を整備するよう努めるものとする。

(子育て環境の整備)

第十四条 県は、男女共同参画を推進するため、男女が、相互の協力と地域及び職場の支援の下に、安心して子どもを生み、育てられるよう、必要な環境を整備するよう努めるものとする。

(男女共同参画推進員の設置等)

第十五条 事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う者（以下「男女共同参画推進員」という。）を置くよう努めるものとする。

2 県は、男女共同参画推進員の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第十六条 県は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、男女共同参画の推進の状況について、報告を求めることができる。

#### 第四章 性別による差別的取扱いの禁止等

（性別による権利侵害の禁止）

第十七条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。）を行ってはならない。

（相談体制の整備）

第十八条 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された者に対して適切に対応するため、必要な相談体制を整備するよう努めるものとする。

（被害者の支援等）

第十九条 県は、異性に対する暴力的行為を受けた者に対し、必要な助言、自立のための支援、施設への一時的な入所等による保護その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五章 群馬県男女共同参画推進委員会

（設置）

第二十条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織等）

第二十一条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、第一項に規定する委員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営事項の委任）

第二十二条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

## 太田市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成18年9月22日

### (設置)

第1条 市の男女共同参画の総合的かつ効果的な推進にするため、太田市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画に係る基本的事項に関する事。
- (2) 男女共同参画に係る施策の推進に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に係る重要事項に関する事。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の公募に応じた者

3 市は、男女いずれか一方の委員の数について、委員の総数の10分の3未満とならないように努めるものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

### (部会)

第8条 協議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

### (幹事)

第9条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、太田市男女共同参画推進会議の委員の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

### (庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民生活部市民活動支援課が行なう。

### (その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 太田市男女共同参画推進協議会委員名簿

氏名	所属・団体名	備考
1	内藤 和美 お茶の水女子大学	学識経験者
2	坂本 祐子 群馬パース大学	
3	高橋 輝明 太田市区長会	関係団体代表者
4	石川 佳美 太田商工会議所	
5	大川 恭子 太田市人権擁護委員協議会	
6	佐藤 淑子 太田市民生児童委員協議会	
7	吉岡 圭一 日本労働組合・総連合会群馬県連合会太田 地域協議会	
8	持明 京子 太田市農業協同組合	
9	武正 真理子 太田市国際交流協会	
10	齋藤 珠枝 太田市小・中・特別支援学校PTA連合会	
11	羽持 悠 関東学園大学	市の公募に応じた 者
12	栗田 政子 公募市民	
13	栗原 智史 公募市民	
14	長谷川 光明 公募市民	
15	茂木 由美子 公募市民	



## 国際婦人年以降の世界・国の動き（年表）

年	世 界	国
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年世界会議（メキシコシティ＝第 1 回世界女性会議）開催「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	「育児休業に関する法律」公布総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室、婦人問題企画推進会議を設置
1976 年～ 1985 年	国連婦人の 10 年	
1976 年 (昭和 51 年)		民法一部改正（離婚後の氏の選択が自由になる）
1977 年 (昭和 52 年)		国内行動計画策定 国立婦人教育会館が開設
1979 年 (昭和 54 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	
1980 年 (昭和 55 年)	国連婦人の 10 年中間年世界会議（コペンハーゲン＝第 2 回世界女性会議）開催 「後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名
1981 年 (昭和 56 年)	ILO 第 156 号「男女労働者・特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」採択 「女子差別撤廃条約」発行	
1984 年 (昭和 59 年)		国籍法及び戸籍法一部改正 (子の国籍父系血統主義から父母同系主義へ)
1985 年 (昭和 60 年)	国連婦人の 10 年最終年世界会議（ナイロビ＝第 3 回世界女性会議）開催 「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）採択	「女子差別撤廃条約」批准－発効 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）公布
1986 年 (昭和 61 年)		婦人問題企画推進有識者会議設置 「男女雇用機会均等法」施行
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1990 年 (平成 2 年)	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991 年 (平成 3 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）」策定 「育児休業法」成立
1992 年 (平成 4 年)		「育児休業法」施行
1993 年 (平成 5 年)	国連婦人の地位向上委員会 「女性に対する暴力に関する宣言」採択 世界人権宣言(ウィーン)開催	「パートタイム労働法」成立・施行

年	世界	国
1994年 (平成6年)	国際家族年国際人口開発会議(カイロ)開催	男女共同参画審議会設置 男女共同参画室設置
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立 ILO156号条約を批准
1996年 (平成8年)		男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プレー男女共同参画社会の形成に関する平成12年度までの国内行動計画」策定
1997年 (平成9年)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(「改正均等法」)公布
1998年 (平成10年)		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申
1999年 (平成11年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	
2001年 (平成13年)		DV防止法施行
2002年 (平成14年)		「改正育児・介護休業法」施行(一部、平成13年11月施行)
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行 「少子化社会対策基本法」施行
2004年 (平成16年)		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(6月公布、12月施行)及び同法に基づく基本方針策定
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」 男女共同参画基本計画(第2次)策定
2006年 (平成18年)		男女雇用機会均等法改正
2007年 (平成19年)		仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定
2008年 (平成20年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行
2009年 (平成21年)	国連女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解公表(平成21年8月)	
2010年 (平成22年)		男女共同参画基本計画(第3次)策定

## 《用語説明》（あいうえお順）

### 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

### 国連婦人の十年

1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

### 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決める事が適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### GEM（ジェンダーエンパワーメント指数）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。

HDI（人間開発指数）が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。

具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。

### 女子差別撤廃条約

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

### セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。

職場、学校、地域などでの、一定の継続性のある社会的な力関係を濫用して強いられる性的な発言や行為によって、相手の人権が損なわれること。

### 男女共同参画社会

男女が、（性別にかかわらず、だれもが、）社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女平等と同じ理念だが、男女平等が“等しく人権が守られる”ことに重きを置くのに対

し、“対等な参画と責任”に重きを置く表現。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

## 男女平等

労働条件、社会生活、政治活動等において男と女が等しい権利・義務・自由のもとに置かれること。

性別にかかわらず、だれもが等しく人権を守られること。男女共同参画と同じ理念だが、男女平等が“等しく人権が守られる”ことに重きを置くのに対し、男女共同参画が“対等な参画と責任”に重きを置く表現。

## 配偶者からの暴力（DV）

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）と言い、男女間の社会的不平等を背景に、近い関係の中で男性から女性へと行われる種々のかたちの強制。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

## ワークシェアリング

労働時間の短縮などで労働者が仕事を分かち合い、雇用を生み出したり、失業者を未然に防ぐ手法。なかでも、短時間勤務や隔日勤務など、正社員の勤務形態を多様化することで、新たな雇用を生み出す「多様就業型」が注目されている。

## ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され（内閣府）、労働者の仕事と生活のバランスを目指した政策課題・標語である。日本では少子化対策・男女共同参画の文脈で語られることが多いが、出生率向上・男女均等政策のみならず、労働時間政策、非正規労働者政策など働き方の全般的な改革に関わる。





発行：太田市 市民生活部 市民活動支援課  
〒373-8718 太田市浜町2番35号  
TEL:0276-47-1111 FAX:0276-47-1866  
発行日：平成25年3月